

FAX送信用

令和5年10月5日

関係者各位

苫小牧労働基準監督署

## 業種別労働災害発生状況について

日頃より労働基準行政の推進について、格別の御理解と御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当署管内の業種別労働災害発生状況（令和5年9月末速報値）を別紙のとおり取りまとめましたので、参考までに送付いたします。

なお、北海道労働局のホームページ（[http://hokkaido-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/jirei\\_toukei/anzen\\_eisei/saigai.html](http://hokkaido-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/jirei_toukei/anzen_eisei/saigai.html)）には、当署を含め全道各署の労働災害発生状況を掲載（毎月10日頃更新予定）しておりますので、御参照ください。



担当：苫小牧労働基準監督署 安全衛生係  
電話：0144-88-8900

## 令和5年 業種別労働災害発生状況

(令和5年9月末現在)

苫小牧労働基準監督署

業種別	区分	令和5年				令和4年				対前年		業種割合
		死亡	休業 4日 以上	合計	転倒 災害	死亡	休業 4日 以上	合計	転倒 災害	増減 数	増減 率	
全産業合計		(1) 2	(13) 404	(14) 406	89	4	(18) 496	(18) 500	113	-94	-18.8	100.0
除く鉱業計		(1) 2	(13) 404	(14) 406	89	4	(18) 496	(18) 500	113	-94	-18.8	100.0
製造業			(1) 74	(1) 74	16	2	(1) 89	(1) 91	26	-17	-18.7	18.2
内 訳	食料品		30	30	12	1	25	26	4	4	15.4	7.4
	木材木製品		5	5			13	13	5	-8	-61.5	1.2
	紙・パルプ		4	4			5	5	5	-1	-20.0	1.0
	窯業・土石		6	6	1		10	10	2	-4	-40.0	1.5
	金属・機器		10	10			(1) 10	(1) 10	1			2.5
	輸送用機械		4	4			13	13	7	-9	-69.2	1.0
	その他		(1) 15	(1) 15	3	1	13	14	2	1	7.1	3.7
鉱業												
土石採取			1	1			2	2	1	-1	-50.0	0.2
建設業			(4) 25	(4) 25	3	1	(2) 46	(2) 47	3	-22	-46.8	6.2
内 訳	土木工事業		6	6			(2) 12	(2) 12	1	-6	-50.0	1.5
	建築工事業		(2) 10	(2) 10			16	16	1	-6	-37.5	2.5
	木造建築業		4	4	2		9	9	1	-5	-55.6	1.0
	その他の工事業		(2) 5	(2) 5	1	1	9	10		-5	-50.0	1.2
道路貨物運送業		(3) 69	(3) 69	9	1	(7) 59	(7) 60	20	9	15.0	17.0	
その他の運輸業		(2) 14	(2) 14	5		4	4	3	10	250.0	3.4	
陸上貨物取扱業			2	2					2		0.5	
港湾荷役業			6	6	1		3	3	3	100.0	1.5	
林業		1	4	5			5	5			1.2	
漁業							2	2	-2	-100.0		
卸売・小売業			35	35	13	(3) 41	(3) 41	20	-6	-14.6	8.6	
清掃業			16	16	6		15	15	9	1	6.7	3.9
ゴルフ場			4	4	2		6	6		-2	-33.3	1.0
その他の事業		(1) 1	(3) 154	(4) 155	34	(5) 224	(5) 224	31	-69	-30.8	38.2	

本統計は、労働者死傷病報告書（休業4日以上）により集計した速報値であり、修正することがあります。

( ) 内は交通事故で内数です。 転倒災害は内数です。

## 令和5年 業種別労働災害発生状況（その2）

「その他の事業」の内訳

（令和5年9月末現在）

業種別	区分	令和5年				令和4年				対前年		業種割合
		死亡	休業 4日 以上	合計	転倒 災害	死亡	休業 4日 以上	合計	転倒 災害	増減 数	増減 率	
農 業			10	10	3		6	6	3	4	66.7	2.5
畜 産 業			40	40	7		31	31	2	9	29.0	9.9
理 美 容 業												
その他の商業			1	1			5	5		-4	-80.0	0.2
金融・広告業												
映画・演劇業												
通 信 業			(2) 7	(2) 7	2		(2) 10	(2) 10	2	-3	-30.0	1.7
教育・研究業			1	1			(1) 2	(1) 2		-1	-50.0	0.2
保健・衛生業			(1) 72	(1) 72	14		141	141	13	-69	-48.9	17.7
飲 食 店			9	9	5		(1) 10	(1) 10	4	-1	-10.0	2.2
その他接客娯楽業 (除くゴルフ場)			6	6	3		5	5	2	1	20.0	1.5
その他の事業		(1) 1	8	(1) 9			(1) 14	(1) 14	5	-5	-35.7	2.2
合 計		(1) 1	(3) 154	(4) 155	34		(5) 224	(5) 224	31	-69	-30.8	38.2

# 令和5年 死亡災害発生状況

(令和5年9月末現在)

苫小牧労働基準監督署

件数	発生日月	発生時間	事業の種類	規模	災害の種類	起因物	災害発生状況の概要
1	1	10時台	林業	～9人	激突され	伐出機系機械等	被災者は、山林内の倒木の整理作業現場において、チェーンソーを用い集積された倒木の根切り作業に従事していた。被災者の付近では同僚の労働者が木材グラブブル機を運転し、根が切り落とされた倒木を移動させていたが、当該グラブブル機が旋回した際に掴んでいた倒木が被災者の頭部に激突したものの。
2	8	1時台	その他の事業	～9人	(交通事故)	ス乗用バイク	被災者は、輸送トレーラーの10km先を走行しながら、対向車の走行状況等を無線により伝達する作業に従事していた。片側1車線の道路上を走行中緩い左カーブに差し掛かったところ、対向車線にはみだしたため前方から走行していたタンクローリーと正面衝突したものの。

## 過去10年間の死亡災害発生状況

発生日	25	26	27	28	29	30	令和	2	3	4	合計
死亡件数	4	8 (4)	9	5 (2)	9	4	3	2 (2)	5	5 (1)	54 (9)

※死亡件数欄のカッコ内の数字は交通事故の件数で内数



### 1 全国労働衛生週間について

厚生労働省では、「目指そうよ二刀流 ところとからだの健康職場」のスローガンの下、10月1日から10月7日までを「全国労働衛生週間」として実施します。全国労働衛生週間中に実施する事項を確認していただき、労働衛生水準の向上を図るとともに、自主的な労働衛生管理の定着に取り組みましょう。



### 2 建設工事追い込み期労働災害防止運動について

例年、建設工事の追い込み期に当たる10月から12月に建設業の労働災害が増加する傾向にあるため、本年度も10月1日から12月31日までの期間において「建設工事追い込み期労働災害防止運動」を展開します。特に、10月25日から10月31日までを「建設安全週間」と定め重点的な取組をお願いしておりますので、「建設工事パトロール点検表」を用いた現場巡視の実施等をお願いします。



### 3 荷役作業時における安全対策及び足場からの墜落防止措置の強化について

令和5年10月1日から、荷役作業及び足場からの墜落防止対策が下記のとおり強化されますので、対応をお願いします。

【荷役作業時における安全対策】

◎新たに最大積載量2トン以上5トン未満の貨物自動車において、荷役作業時の昇降設備の設置及び保護帽の着用が義務付けられます（一部例外あり）。

【足場からの墜落防止措置の強化】

◎事業者及び注文者が足場の点検（つり足場を含む。）を行う際は、あらかじめ点検者を指名することが必要になります。

◎足場の組み立て、一部解体、変更等の後の点検後に、点検者の氏名を記録・保存することが必要になります。



関連するリーフレットを掲載しているホームページへのリンク先の2次元コードを右脇に示しています。確認の上、取組の参考としてください。